

## 最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制度の実施及び 実効的な中小企業支援を求める会長声明

当会は、厚生労働省の中央最低賃金審議会による最低賃金の大幅な引き上げを求める答申をうけ、①熊本地方最低賃金審議会に対し、早急に、最低賃金額を大幅に引き上げた金額を答申すること、②中央最低賃金審議会に対し、全国一律最低賃金制度の実施に向けた提言をなすこと、③政府に対し、中小企業に対する実効的な支援を実施すること及び全国一律最低賃金制度の実現に向けた具体的な取り組みを開始することを求める。

- 1 長期に及ぶ新型コロナウイルス感染症の継続とロシアのウクライナ侵攻の中で、食料品や光熱費など生活関連品の価格が急上昇している。

総務省が公表する消費者物価指数によれば、2020年を100としたときの2023年4月の消費者物価指数(総合)は105.1であり、前年同月比でも3.5%増である。「食料費」の指数について言えば111.6であり、前年同月比で8.4%増となっており、2020年と同じ水準で生活を維持する場合の費用は平均で5%増加している。さらに家計における「食料費」の比重の大きい低所得世帯においては相対的に物価上昇の影響が大きいと考えられる。

この間、フランス、ドイツ、イギリス、韓国などの諸外国では、最低賃金の大幅な引上げがなされており、こうした事例も踏まえつつ、日本においても大幅な引上げが必要である。

- 2 熊本県の2022年の最低賃金額である853円ではフルタイム(1日8時間、週40時間)で働いたとしても、月173時間として、月収で14万7569円、年収でも約177万円にしかない。

もとより、時間額1000円という金額であっても、フルタイム(1日8時間、週40時間)で働いたとして、各種控除前の名目給与金額で月収約17万4000円程度、年収約209万円にしかならず、いわゆるワーキングプアと呼ばれる水準(年収200万円以下)をわずかに超える程度で、単身者にとってすら十分な額ではない状況にある。まして、子どもを育てていくためには、この程度の金額では足りないことは明らかである。

この収入では、労働者が賃金だけで自らの生活を維持し、将来のための貯蓄をしていくことは到底不可能であり、最低賃金法第1条が目的として掲げる「労働者の生活の安定」にはほど遠い状況である。

我が国の相対的貧困率は15.7パーセント(2018年)と依然高い水準にあり、貧困線は年収127万円ですlightly上がっているだけである。貧困と格差の拡大は女性や若者に限らず、全世代で深刻化している。働いているにもかかわらず、

貧困状態にある者の多くは、非正規雇用労働者として最低賃金付近での労働を余儀なくされている。特に、小売店の店員、運送配達員、福祉・介護サービス従事者等の社会全体のライフラインを支える労働者の中には、最低賃金付近の低賃金で働く労働者が多数存在するところ、元々日々生活するだけで精一杯で、新型コロナウイルス感染症による緊急事態といった不測の事態に伴う減収に対応するための十分な貯蓄をすることができていない。しかし、これら、社会全体のライフラインを支える労働者の労働に報い、その生活を支え、社会全体のライフラインを維持していくためには最低賃金の引上げは必要である。最低賃金の低さが貧困状態からの脱出を阻む大きな要因となっている状態を抜本的に改善することが必要である。

- 3 また、最低賃金の地域間格差が依然として大きく、格差が是正されていないことも重大な問題である。2022年の最低賃金は、最も高い東京都で時給1072円であるのに対し、熊本県では時給853円であり、その間には219円もの開きがある。その地域の最低賃金の高低と人口の増減には強い相関関係があり、最低賃金の格差は、最低賃金が低い地域の人口減ひいては経済停滞の一因ともなっている。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査によれば、都市部と地方の間でほとんど差がないという分析がなされている。

そもそも、最低賃金は、労働者が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回ることは許されない。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

厚生労働省の中央最低賃金審議会に設置された「目安制度の在り方に関する全員協議会」が2023年4月6日にまとめた報告では、現行のAないしDの4段階の目安区分を3段階とすることが提案され、2023年7月28日の答申においては、Aランクの引上額が41円に対して、Cランクの引上額は39円とほぼ同程度の引上げに留まり、結局は、今回の中央最低賃金審議会の答申をもってしても地域間格差の迅速な解消は望めない。

中央最低賃金審議会は、現行の目安制度が地域間格差を解消できなくなっていることを直視し、目安制度に代わる抜本的改正策として、全国一律最低賃金制度実現に向けた提言をなすべきである。

- 4 他方、最低賃金の引き上げと中小企業に対する支援は、車の両輪関係にあり、一方の支援をするだけでは不十分である。日本企業の約99%を占める中小企業は、我が国の経済や地域等を支える重要な存在である。経営基盤が脆弱な多くの中小企業が倒産、廃業に追い込まれれば、多くの労働者が路頭に迷うこととなり、最低賃金を引き上げる意味がなくなる。そのため、最低賃金の引上げにあたって

は、労働者に対して賃金を支払っている事業者、特に中小企業に対する手厚い支援が必要不可欠である。

厚生労働省が実施する最低賃金引上げのための支援策である事業者に対する業務改善助成金の制度は、実際に助成金が支援されるか不透明なまま、事業者が設備投資等を行わなければならない、最低賃金の引上げに対する不安を十分に払拭できていないと思われる。実際、利用件数は少数にとどまっており、十分に機能しているとはいえない状況にある。また、賃金を引き上げると元の賃金に戻すことが非常に困難になるという現状に鑑みれば、一時的に支給される助成金だけでは十分な支援がなされているとは評価しがたい。それどころか、事業主負担は増加している。たとえば、一般の事業における雇用保険料の事業主負担率は、2021年度6.5/1000、2022年度6.5/1000、2023年度9.5/1000と増加の一途をたどっている。

最低賃金を引き上げるのであれば、その負担を強いられる中小企業が、円滑に事業を継続できるように、現在の業務改善助成金制度をさらに使いやすい制度に改善することは当然として、申請しやすい新たな補助金の創設・支給、税金支払の免除・軽減、もしくは社会保険料、または雇用保険料の事業主負担部分の免除・軽減、原材料費や人件費等の上昇を取引価格に正しく反映させることを可能とする法規制といった中小企業の負担軽減策につながる支援策を直ちに講じる必要がある。

- 5 2023年6月16日、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2023について」（いわゆる骨太の方針）を閣議決定し、その中で、『成長と分配の好循環』と『賃金と物価の好循環』の実現の鍵を握るのが賃上げ」であるとして、最低賃金について「今年是全国加重平均1000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う」こと、また地域間格差に関しては「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」という方針を打ち出した。また、中小企業に対する支援については、「中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。」との方針を示した。

基本的な方向は評価できるが、最低賃金の設定については、より踏み込んだ対応が求められる。

当会は、これまでも「低賃金労働者の生活を支え、地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げと中小企業支援強化並びに全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」（2020年）や、「低賃金労働者の生活を支え地域経済を活性化させるために、最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」（2022年）などを発出してきた。

今後、当会は、最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制度の実施及び実効的な中小企業に対する支援の具体化に向けて、政府による方針実現に向けた具体的な取組みについてより一層注視していく所存である。

- 6 以上により、当会は、日本国憲法第25条の生存権の理念等に照らし、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」（最低賃金法第1条）といった最低賃金法の趣旨を実現するために、①熊本地方最低賃金審議会に対し、最低賃金額の地域間格差を解消し、早急に熊本県の最低賃金額を大幅に引き上げた金額を答申すること、②中央最低賃金審議会に対し、全国一律最低賃金制度の実施に向けた提言をなすことを求める。

また、③政府においても、中小企業に対する実効的かつ十分な支援策を直ちに実施するとともに、早急に全国一律最低賃金制度の実現に向けた具体的な取組みを開始することを求める。

2023（令和5）年8月10日

熊本県弁護士会

会長 渡辺 裕介